

「従軍慰安婦」に
された方々への
償いのために

女性のための
アジア平和国民基金
（アジア女性基金）



女性のための
アジア平和国民基金

(アジア女性基金)

目次

● 「よびかけ文」と総理「ごあいさつ」	3
● 「従軍慰安婦」にされた人々	8
● 基金ができるまで	12
● 基金のしごと	16
付・呼びかけ人・役員・運営審議会委員 募金の送金方法／英訳「よびかけ文」	

よびかけ文

「女性のためのアジア平和国民基金」に拠金を呼びかけます。

戦争が終わってから、五〇年の歳月が流れました。

この戦争は、日本国民にも諸外国、とくにアジア諸国の人々にも、莫大な惨憺をもたらししました。なかでも、十代の少女までも含む多くの女性を強制的に「慰安婦」として軍に従わせたことは、女性の根源的な尊厳を踏みにじる残忍な行為でした。こうした女性の方々が心身に負った深い傷は、いかに私たちがお詫びしても癒やすことができません。

しかし、私たちは、なんとか彼女たちの痛みを受け止め、その苦しみが少しでも緩和されるよう、最大限の力を尽くしたい、そう思います。これは、これらの方々に耐え難い犠牲を強いた日本が、どうしても今日にはたさなければならぬ義務だと信じます。

政府は遅ればせながら、一九九三年八月四日の内閣官房長官談話と一九九四年八月三十一日の内閣総理大臣の談話で、これらの犠牲者の方々に深い反省とお詫びの気持ちを表わしました。そしてこの六月二十四日に、その具体的行動を発表しました。

(1)「慰安婦」制度の犠牲者への国民的な償いのための基金設置への支援、(2)彼

女たちの医療、福祉への政府の拠出、(3) 政府による反省とお詫びの表明、(4) 本問題を歴史の教訓とするための歴史資料整備、というのがその柱です。基金は、これらの方々への償いを示すため、国民のみならず、国民のみなさまから拠出を受けて彼女たちにこれをお届けすると共に、女性への暴力の廃絶など今日的な問題への支援も行うものです。私たちは、政府による謝罪と共に、全国民規模の基金による「慰安婦」制度の犠牲者への償いが今どうしても必要だ、という信念の下にこの基金の呼びかけ人となりました。

呼びかけ人の中には、政府による補償がどうしても必要だ、いやそれには法的にも実際のにも多くの障害があり早急な実現は困難だなど、意見のちがひもあります。しかし、私たちは次の一点ですべて一致しております。

それは、すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならぬ、という気持ちです。

私たちは、「慰安婦」制度の犠牲者の名誉と尊厳の回復のために、歴史の事実の解明に全力を尽くし、心のこもった謝罪をするよう、政府に強く求めてまいります。同時に、彼女たちの福祉と医療に十分な予算を組み、誠実に実施するよう、監視の目を光らせるつもりです。さらに、日本や世界にまだ残る女性の尊厳の侵害を防止する政策を積極的にとるよう、求めてまいります。

しかし、なによりも大切なのは、一人でも多くの日本国民が犠牲者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いの気持ちを示すことではないでしょうか。戦時中から今日まで五〇年以上に及ぶ彼女たちの屈辱と苦痛は、どうして償いされるものではないでしょうか。それでも、私たち日本国民の一人一人がそれを理解しようと努め、それに基づいた具体

的な償いの行動をとり、そうした心が彼女たちに届けば、極し難い苦痛をやわらげるのに少しは役立ってくれる、私たちはそう信じております。

「従軍慰安婦」をつくりだしたのは過去の日本の国家です。しかし、日本という国は決して政府だけのものではなく、国民の一人一人が過去を引き継ぎ、現在を生き、未来を創っていくものでしょう。戦後五〇年という時期に全国民的な償いを果たすことは、現在を生きる私たち自身の、犠牲者の方々への、国際社会への、そして将来の世代への責任であると信じます。

この国民基金を通して、一人でも多くの日本の方々が償いの気持ちを示して下さるよう、切に参加と協力をお願い申し上げる次第です。

一九九五年七月二八日

「女性のためのアジア平和国民基金」呼びかけ人一同

ごあいさつ

「女性のためのアジア平和国民基金」の発足にあたり、ごあいさつ申し上げます。

今年、内外の多くの人々が大きな希望と悲しみを経験した戦争が終わってからちょうど五〇年になります。その間、私たちは、アジア近隣諸国等との友好関係を一歩一歩深めるよう努めてまいりましたが、その一方で、戦争の傷痕はこれらの国々に今なお深く残っています。

いわゆる従軍慰安婦の問題もそのひとつです。この問題は、旧日本軍が関与して多くの女性の名誉と尊厳を深く傷つけたものであり、とうてい許されるものではありません。私は、従軍慰安婦として心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に對して、深くおわびを申し上げたいと思います。

このたび発足する「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府と国民がともに協力しながら、これらの方々に對する国民的な償いや医療、福祉の事業の支援などに取り組

もうというものです。呼びかけ人の方々の趣意書にも明記されているとおり、政府としても、この基金が所期の目的を達成できるよう、責任を持って最善の努力を行ってまいります。

同時に、二度とこのような問題が起こることのないよう、政府は、過去の従軍慰安婦の歴史資料も整えて、歴史の教訓としてまいります。

また、世界の各地で、今なお、数多くの女性が、いわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しめられています。女性のためのアジア平和国民基金は、女性をめぐることのよくな今日の課題の解決にも努めるものと理解しております。政府は、この面においても積極的な役割を果たしていきたいと考えております。

私は、わが国がこれらのことを誠実に実施していくことが、わが国とアジア近隣諸国等との真の信頼関係を強化、発展させることに通じるものと確信しております。

「女性のためのアジア平和国民基金」がその目的を達成できるよう政府は最大限の協力をを行う所存ですので、なにとぞ国民のみなさまお一人お一人のご理解とご協力を賜りますよう、ひとえにお願い申し上げます。

平成七年七月

内閣総理大臣

村山 富市

「従軍慰安婦」にされた人々

「従軍慰安婦」とは、かつての戦争の時代に、日本軍の慰安所で将兵に性的な奉仕を強いられた女性たちのことです。

慰安所の開設が、日本軍当局の要請によってはおこなわれたのは、中国での戦争の過程でのことです。一九三一年（昭和六年）満州事変がはじまると、翌年には戦火は上海に拡大されます。この第一次上海事変によって派遣された日本の陸海軍が、最初の慰安所を上海に開設されました。慰安所の数は、一九三七年（昭和十二年）の日中戦争開始以後、戦線の拡大とともに大きく増加します。

当時の軍の当局は、占領地で頻発した日本軍人による中国人女性レイプ事件によって、中国人の反目感情がさらに強まることをおそれて、防止策をとることを考えました。また、将兵が性病にかかり、兵力が低下することを防止しようと考えました。中国人の女性との接触から軍の機密がもれることもおそれられました。

岡部直三郎（支那方面軍参謀長）は一九三八年（昭和十三年）六月に出した通牒で、次のように述べています。

「諸情報ニヨルニ、……強烈ナル反日意識ヲ激成セシメシ原因ハ……日本軍人ノ強姦事件カ全校ニ伝播シ……深刻ナル反日感情ヲ醸成セルニ在リト謂フ」
 「軍人個人ノ行為ヲ嚴重取締ルト共ニ、一面成ルヘク速ニ性的慰安ノ設備ヲ整備ヘ、設備ノナキタメ不本意ニテ禁リ侵ス者無カラシムルヲ緊要トス」

このような判断に立って、当時の軍は慰安所の設置を要請したのです。

慰安所の多くは民間の業者によつて経営されましたが、軍が直接経営したケースもありました。民間業者が経営する場合でも、日本軍は慰安所の設置や管理、女性の募集について関与し、「統制」をおこないました。日本国内からの女性の募集について、一九三八年三月四日に出された中央の陸軍省副官の通牒には次のようになります。

「支那事変地ニオケル慰安所設置ノ為内地ニ於テ之カ従業婦等ヲ募集スルニ当リ、故ニ軍部瞭解等ノ名義ヲ利用シ、為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ、且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ、或ハ……募集ノ方法、誘拐ニ類シ、警察当局ニ檢舉取調ヲ受クルモノアル等、注意ヲ要スルモノ少カラサルニ就テハ、將來是等ノ募集等ニ当リテハ、派遣軍ニ於テ統制シ、之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ、其実施ニ当リテ関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連絡ヲ密ニシ、以テ軍ノ威信保持上、並ニ社会問題上、通牒ナキ機配應相成度依命通牒ス」

最初は日本の国内から集められた女性が多かったのですが、やがて当時日本が植民地として支配していた朝鮮半島から集められた女性が増えました。その人たちの多くは、

一六、七歳の少女もふくまれる若い女性たちで、性的奉仕をさせられるということを知らされずに、集められた人でした。

一九四一年（昭和十六年）一二月八日日本は米英オランダに宣戦を布告し（太平洋戦争）、戦線は東南アジアに広がりました。それとともに慰安所も中国から東南アジア全域に拡大しました。そのほとんどの地域に朝鮮半島、さらには中国、台湾からも、多くの女性を送られました。旧日本軍は彼女たちに特別に軍属に準じた扱いをおこない、渡航申請に許可をあたえ、日本政府は身分証明書の発給をおこなうなどしました。それと同時にフィリピン、インドネシアなど占領地の女性やオランダ人女性が慰安所に集められました。この場合軍人が強制的手段もふくめ直接関与したケースも認められます。

慰安所では、女性たちは多数の将兵に性的な奉仕をさせられ、人間としての尊厳を踏みにじられました。さらに戦況の悪化とともに、生活はますます悲惨の度をくわえました。戦地では常時、軍とともに行動させられ、まったく自由のない生活でした。日本軍が東南アジアで敗走しはじめると、慰安所の女性たちは現地に置き去りにされるか、敗走する軍と運命をともにすることになりました。

一体どれほどの数の女性たちが日本軍の慰安所に集められたのか、今日でも事実調査は十分にはできていません。一九三九年（昭和十四年）広東周辺に駐屯していた第三三軍司令部の報告では、警備隊長と憲兵隊監督のもとにつくられた慰安所にいる「従軍婦

女ノ数ハ概ネ千名内外ニシテ軍ノ統制セルモノ約八五〇名、各部隊郷土ヨリ呼ビタルモノ約一五〇名ト推定ス」とあります。第三三軍だけで一千人だということです。日本軍全体では相当多数の女性がこの制度の犠牲者となったことはまちがいないでしょう。現在研究者の間では、五万人とか、二〇万人とかの推計がだされています。

一九四五年（昭和二十年）八月一五日戦争が終わりました。だが、平和がきて、生き残った被害者たちにはやすらぎは訪れませんでした。ある人々は自分の境遇を恥じて、帰国することをあきらめ、異郷に漂い、そこで生涯を終えました。帰国した人々も傷ついた身体と残酷な過去の記憶をかかえ、苦しい生活を送りました。多くの人が結婚もできず、自分の子供を生むことも考えられませんでした。家族ができて、自分の過去をかくさねばならず、心の中の苦しみを他人に訴えることができないということが、この人々の身体と精神をもっとも痛めつけたことでした。

軍の慰安所ですこした数年の経験の苦しみの中におとらない苦しみの中に、この人々は戦後の半世紀を生きてきたのです。

現在韓国では、政府に届けでた犠牲者は一六二名とのことです。フィリピン、インドネシア、台湾、オランダ、朝鮮民主主義人民共和国、中国などの国や地域からも名乗り出ている方がいます。しかし、いずれにしても多くの人がこの世を去ったか、名乗り出ること望んでおられないのです。このことも忘れてはならないでしょう。

基金ができるまで

「従軍慰安婦」の存在は、日本ではまったく知られていなかったということはありません。戦争に行った人は知っていたことです。しかし、この人々のことが社会的な問題として意識され、歴史の表面にみえてくることはありませんでした。

問題が二學に人々の心をとらえるようになるきっかけは、一九九〇年六月六日に日本の国会で、「従軍慰安婦」について、「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようで」、その実態について調査して結果を出すことはできかねるとの政府委員の答弁がなされたことにあります。この答弁に対して、韓国では、軍と国家の関与を否定するものとして、強い批判がおこりました。その中で元「従軍慰安婦」の一人、金學順さんが名乗りでて、日本の責任を告発するはいたったのです。衝撃をうけたわが国では、国会でも論議がおこなわれ、女性を中心に運動がはじまりました。歴史家が軍の関与を証明する資料を発掘しました。

日本政府も本格的な調査に乗りだしました。政府の調査の結果はまず、第一次分が一九九二年（平成四年）七月六日に発表され、翌年八月四日に第二次分が河野官房長官の談話とともに発表されました。内閣外政審議室は、内外関係機関での資料の調査、国内

「本件は、当時の軍の閣下の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府はこの機会に、改めてその出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを示す。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考ええる。われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」

これが日本政府の認識と方針でした。

その後、一九九四年（平成六年）八月三日、村山総理は戦後五〇年に向けた談話の中で、「従軍慰安婦」問題についてあらためて「心からの反省とお詫びの気持ち」を表明し、この気持ちを国民に分ち合ってもらうために、「幅広い国民参加の道」を探索すると明らかにしました。この談話を受けて、与党三党は戦後五〇年問題プロジェクトに従軍慰安婦問題等小委員会を設置し、検討を進めました。

与党と政府内部では、これまでの日本政府の方針が検討されました。政府は、「賠償」、「財産・請求権」の問題は台湾、朝鮮民主主義人民共和国をのぞいて、関係国との間では処理済みであるとの方針をとってきました。そうである以上、あらだに国家として個人賠償をおこなうことはできないという考えがだされました。これに対して与党の中から個人賠償をすべきだという考えも主張されました。このような議論をふまえて、与党は、問題の解決に早急にあたるという観点から、この年二月七日この問題での「第一次報告」をとりまとめました。

その内容は、「従軍慰安婦」問題については、「我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならない」として、「これら元慰安婦の人たちに対してお詫びと反省の気持ちから国民的償いをあらわす」ことを表明するものでした。具体的には、与党三党は、国民参加の「基金」を設置し、元「従軍慰安婦」を対象とした措置を行うとともに、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動の支援もおこなうこと、政府がこの「基金」に対して拠出を含め可能な限り協力をおこなうことを申し入れたのです。

政府はこの「報告」をうけて、まず平成七年度予算に基金経費への補助金四億八千万円を計上し、一九九五年（平成七年）六月二十四日、五十嵐官房長官は、「女性のためのアジア平和友好基金」（仮称）の事業内容、政府の取り組み及び基金の設立を呼びかける「呼びかけ人」を発表しました。七月二十八日には基金のよびかけ人による「よびかけ文」と総理の「あいさつ」が発表され、翌九日には第二回の理事会がひらかれ、「女

置のためのアジア平和国民基金（略称アジア女性基金）が正式に発足しました。七月末、原文化勲前参議院議長が基金理事長に就任しました。

八月二十五日、基金は全国六紙に「よびかけ文」と総理の「ごあいさつ」を全面広告で発表し、キャンペーンを開始しました。その日のうちに二四五万円の拠金がよせられ、月末には募金額は三七八万円に達しました。国民の心ある支持が連日よせられています。

基金のしごと

アジア女性基金の目的は、大きく二つに分かれます。第一は、「従軍慰安婦」にされた方々への償いをおこなうことです。第二は、女性の名誉と尊厳を脅かす今日的な問題に取り組むことです。

これらの目的を達成するために、基金は、政府と国民の協力で、次のようなしごとをおこないます。

「慰安婦」問題の理解の普及と募金活動

基金は新聞広告、ポスター、パンフレット、リーフレットなどの必要な方法をもちいて、「従軍慰安婦」問題にかんする認識をひろめ、基金の目的を理解していただき、できるだけ多くの国民から募金をおこないます。

犠牲者からの聞き取り

基金は、各国の犠牲者の方々と面接、聞き取りをおこないます。このことは、資料の整備と相まって、真実を明らかにし、歴史の教訓とすることへの貢献です。

資料の収集と整備

政府は、この問題にかんする資料の整備をいっそう進めることを表明しています。基金はそうした資料を収集整備し、必要なものをまとめて、公開します。

謝罪

謝罪については、これまで政府から数回にわたって、一般的な形での表明がありました。政府は、基金の発足にあたり、犠牲者の方々に個別的に謝罪の文書を送るとの方針を明らかにしていますが、基金としてもその実現を求めています。

償い

償いについては、基金が国民から直接受け取る拠金を源泉として犠牲者の方々へお渡しすることを考えています。その金額や渡し方については、政府と基金が相談し、国などの事情を考慮し、法的に摩擦が起らないように研究の上、決定します。

医療・福祉援助

犠牲者への医療と福祉についての事業に対しては、政府が恒常的に資金援助していくことになっています。基金は、この資金を使って、各国当事者、政府等に調査をおこなう、医療、福祉事業ののぞましいあり方を考え、これらの事業を支援します。

今日の女性問題への取り組み

基金は、現在世界の各地で暴力や非人道的な扱いに苦しんでいる女性のために事業をおこなう予定です。たとえば次のような事業が考えられます。

- (1) さまざまなタイプの暴力の被害者となった女性の救済活動への支援
- (2) 女性に対する暴力の実情の調査への支援
- (3) 女性に対する暴力の原因や予防等についての研究への支援

呼びかけ人・役員・運営審議会委員

五十音順 一九九五（平成七）年八月二十五日現在

○呼びかけ人

赤松 良子	元文部大臣
芦田 萬之助	日本労働組合総連合会会長
衛藤 清吉	東京大学名誉教授
大来 寿子	大来元外相夫人
大鷹 淑子	元参議院議員
大沼 保昭	東京大学教授
岡本 行夫	国際コンサルタント
加藤 タキ	コーディネーター
下村 満子	ジャーナリスト
鈴木 健三	熊本県立劇場館長
須之部 量三	元外務事務次官、元駐韓国大使
高橋 祥起	政治評論家、徳島文理大教授
鶴見 俊輔	評論家

○役員

理事長

理事長代行

理事

監事

野田 愛子

弁護士

野中 邦子

弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長

萩原 延壽

歴史家

三木 睦子

山本 正

日本国際交流センター理事長

和田 春樹

東京大学教授

原 文兵衛

前参議院議長

有馬真喜子

ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表

榎本 廣夫

全日本自治団体労働組合副中央執行委員長

金田 一郎

全国社会福祉協議会副会長

金平 輝子

前東京都副知事

下村 満子

ジャーナリスト

堀田 力

弁護士、さわやか福祉財団理事長

山口 達男

元駐シンガポール大使

鷲尾 悦也

日本労働組合総連合会事務局長

橋本 豊

公益法人協会副理事長

○運営審議会委員

- 榎庭 孝典 杏林大学教授
 有馬真喜子 ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表
 岡本 行夫 国際コンサルタント
 高崎 宗司 津田塾大学教授
 中嶋 滋 全日本自治団体労働組合国際局長
 野中 邦子 弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長
 橋本ヒロ子 E S C A P (国連アジア太平洋経済社会委員会)
 事務局 農村都市開発部開発と女性課
 林 陽子 弁護士
 横田 洋三 東京大学教授

募金の送金方法

「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために、みなさまの心ある募金協力をお願いいたします。

首相、各大臣、基金のよびかけ人、理事、運営審議会委員一同は率先して募金に応じました。公職にある方々は積極的に協力してくださいをお願いいたします。

市民のみなさま、金額はいくらでもいいのです。謝罪と償いのしるしとして、ご家族で、職場で、募金に協力してください。

▼基金への送金は、郵便局の振替をご利用くださるのが、もっとも便利です。

郵便振替口座は

00180-3-71184

「女性のためのアジア平和国民基金」
です。

手数料は加入者負担です。

▼もちろん現金書留もご利用になれます。この場合は、拠金してくださるお気持ちなどを書いたお手紙をつけてくだされば、基金の拡大に活用させていただきます。

▼直接事務所にご持参くださっても結構です。事務所は土、日、休日以外は毎日あいています。銀行口座は手数料負担の問題があり、おねがいしておりません。

▼次の二団体も窓口になっていただき、郵便振替をおねがいしています。

日本赤十字社（振替口座 00120-0-7060）（本社扱い）

全国社会福祉協議会（振替口座 00180-6-640280）

振替用紙の「通信欄」に、女性のためのアジア平和国民基金あてだと明記してください。

▼このパンフレットをまだ見ていないお知り合いに見せてください。

基金では、Q&A形式の簡単なリーフレットも用意しています。

このパンフレット、リーフレットともに、アジア女性基金事務局に部数、送付先などを申し込んでいただき、お送りします。

■女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

電話 03-3583-9346

住所 〒170 東京都港区赤坂 一丁目四三 赤坂アネックス

which each citizen must shoulder the legacy of the past, live in the present, and create the future. To make amends for the past, then, fifty years after the fact, is our responsibility — we, the present generation, owe it to the victims, to the international community, and to future generations.

We sincerely urge you to take part in and contribute to this national fund, in order that as many Japanese citizens as possible translate into action the desire to make amends.

July 18, 1995

Proponents for the "Asian Women's Fund"

Ryoko AKAMATSU
Shinkichi ETO
Yoshiko OTAKA
Yukio OKAMOTO
Mitsuko SHIMOMURA
Ryozo SUNOBE
Shunsuke TSURUMI
Kuniko NONAKA
Mutsuko MIKI
Haruki WADA

Jinnosuke ASHIDA
Hisako OKITA
Yasuaki ONUMA
Taki KATO
Kenji SUZUKI
Yoshikatsu TAKAHASHI
Aiko NODA
Nobutoshi HAGIWARA
Tadashi YAMAMOTO

to light all the facts of the case, and to express a heartfelt apology, in order that the honor and dignity of the victims of the institution of "comfort women" be restored. At the same time, we will be vigilant in our effort to make sure the Government apportions ample budgetary outlays and uses these funds to fully provide, in good faith, for the welfare and medical care of the victims. We will continually demand that our Government pursue an active policy of working to prevent still remaining infringements upon the dignity of all women, both in Japan and throughout the world.

Of paramount importance, however, is the need for as many Japanese citizens as possible to appreciate the suffering of the victims and to express a genuine desire for atonement. The indignities and pain suffered by these women, both during the war and in the fifty years since, can never be fully compensated for. But we are convinced that, if each and every citizen of Japan would do his or her best to understand the plight of the victims, and then act in a concrete manner to make amends, and if such a commitment — coming, as it must, from the heart — could reach the women involved, then our actions would help mitigate, to some extent, the trauma they have lived through and continue to live with.

It is the Japanese nation of the past that created the "comfort women." But Japan is not the government alone. Like others, Japan is a nation in

(2) The Government will contribute funds to the welfare and medical care of these women.

(3) The Government will express remorse and apologize.

(4) Historical documents and materials will be collated that will help make this a lesson to be drawn on.

Moneys from the fund--donated by the Japanese as an offer of atonement to the "comfort women"--will be delivered to the women, as well as be used to provide support for measures to cope with current-day issues such as the eradication of violence against women. We have gathered together to propose this fund in the conviction that atonement in the form of compensation by the people of Japan to the victims of the institution of "comfort women" is urgently needed now, along with an apology by the Government.

Some of us proponents differ in our views. Some, for example, believe Government compensation is absolutely necessary, while others believe such compensation will be difficult to realize in a prompt manner because of legal and practical impediments. We are, however, united in one regard--our burning desire to take action immediately, because the time left to compensate these women of advanced age is running short.

We will continue to urge the Government to spare no effort in bringing

AN APPEAL FOR DONATIONS FOR THE ASIAN WOMEN'S FUND

Fifty years have elapsed since the war came to an end.

The war caused enormous horror and ravaged the people of Japan and many other nations, especially those in Asia. Particularly brutal was the act of forcing women, including teenagers, to serve the Japanese armed forces as "comfort women," a practice that violated the fundamental dignity of women. No manner of apology can ever completely heal the deep wound inflicted on these women both emotionally and physically. Yet we should, by whatever means, do our best to appreciate their pain and make the greatest possible effort to salve their suffering in any way we can. We believe the obligation to do so today hangs heavy over Japan, the country that inflicted the suffering.

The Government of Japan has expressed its deep remorse, albeit belatedly, apologizing to the victims through the Chief Cabinet Secretary's statement of August 4, 1993, and the Prime Minister's statement of August 31, 1994. Further, on June 14 of this year, the Cabinet announced a concrete action plan, which is to be based upon four pillars.

(1) Support will be given to the establishment of a fund that invites the people of Japan to atone for the victims of institution of "comfort women."

「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために

■女性のためのアジア平和国民基金

編集・発行

一九九五年十月二十五日

発行者

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 ● 藤文兵衛

電話

〇三(三三八三) 九三四六

住所

〒一〇七 東京都港区赤坂二丁目十七番四二号
赤坂アネックス



※基金への送金は、郵便局の振替をご利用くださるのが、もっとも便利です。

郵便振替口座

00180-3-71164

「女性のためのアジア平和国民基金」

手数料は加入者負担です。

女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)